

よりよい地域を共に創る

地域のチカラ協働事業

ガイドブック

《目次》

1 事業の目的	… P 1
2 事業期間（補助期間）	… P 1
3 補助対象者（交付組織）	… P 1
4 地域のチカラ協働事業の内訳	… P 1
5 補助対象事業	… P 2
6 補助金（補助額、補助率等）	… P 2
7 地域のチカラ協働事業の進め方のポイント	… P 4
8 事業の流れ、スケジュール	… P 5
9 地域担当職員、事業担当職員の役割	… P 6
10 関係規定等	… P 6
11 Q&A	… P 7
12 改訂履歴	… P 9

鹿沼市 市民部

協働のまちづくり課

第3版 R5.4.1 作成

1 事業の目的

【助け合う地域】【住み続けたい地域】【訪れたい地域】の共創のため、住民の皆さんが主体的に取り組む、持続可能で自立化を目指す公益上必要な事業を、人的、財政的に支援する仕組みです。

2 事業期間（補助期間）

- ・令和4年度から8年度までの5年間
 - ・期間内で1つの事業取組期間（補助期間）は最長3年間
- ※令和8年度までに開始した事業は最長3年まで補助対象となります。

【3か年事業の実施パターン】（数字は補助率〔%〕）

事業期間					(延長期間)		備考
R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	
80	70	60					
	80	70	60				
		80	70	60			
			80	70	60		※令和8年度までに開始している ので3年間は補助対象です
				80	70	60	

3 補助対象者（交付組織）

地区自治会協議会又は、地区コミュニティ推進協議会等

- ※ 地域住民の同意を得て、地域全体で取り組むことが必要です。
- ※ 複数の地域が連携して実施することもできます。

4 地域のチカラ協働事業の内訳

事業内訳		備考
報償費	自治会報償金等	全地区対象
	みまもり隊活動報酬（みまもり隊謝礼）	全地区で実施
補助金	地域づくり活動事業 防犯灯維持管理事業（自治会防犯灯電気料） 地域商店会等運営支援事業（商店街街路灯電気料） 敬老事業（敬老会） 地域環境ネットワーク事業（きれいなまちづくり推進事業） 自主防犯団体活動事業 財産区事業分※	全地区で実施 ※財産区事業分は 該当地区のみ （旧第1階層事業）
	地域のチカラ協働事業（地域の課題解決、活力ある地域 づくりのために実施する事業）	実施を希望する地区で実施 （旧第2・3階層事業）

以下このガイドブックでは、地域のチカラ協働事業補助金についての実施方法等を説明します。

5 補助対象事業

持続可能な事業、将来的に自立化できる事業のため、下記の視点・要素を盛り込むこととし、A～Iのテーマに沿った事業とします。

盛り込むべき視点・要素

- ① **運営組織基盤の強化**（自治会・各種団体等加入促進、若手参画、新たな担い手育成等）
- ② **持続可能な収支計画**（参加料等適正な受益者負担の設定、事業費の精査等）
- ③ **市民団体、企業等との協働推進**（得意分野の協力、施設設備使用の協力、協賛等）

記号	テーマ	具体例
A	自主防犯・自主防災	防犯・防災マップ作成、防災研修・イベント
B	地域福祉・健康づくり	高齢者生活支援・環境整備、弁当宅配
C	地域環境の整備・景観等の保全	環境パトロール、歩道植栽整備
D	子育て・教育・子どもの健全育成	自然体験事業、学校協働事業、世代間交流
E	高齢者の生きがいづくり	交流拠点整備
F	地域文化の継承、創出	地域文化マップ作成と活用イベント
G	コミュニティビジネス	農産物直売所運営、地場産材活用商品開発
H	住民交流、地域振興	世代間交流イベント、地域まつり、観光PR
I	その他の地域の問題解決又は活力ある地域づくり	上記に該当しないもの

なお、補助事業において、次に掲げる行為をしてはいけません。

- (1) 特定の宗教、政治、選挙に関連する行為
- (2) 補助事業の目的の範囲を超えて、特定の個人または団体に利益を供する行為
- (3) 上記のほか補助金の対象として適当でないと認めるもの

6 補助金（補助額、補助率等）

- (1) 補助金の予算額

2,000万円／年程度（地域づくり活動事業補助金等と合計で上限1億円）

※申請額を基に予算を調整し、上限額を超える場合は予算の範囲内で調整します。

- (2) 補助率

80／100から60／100（事業の自立化のため段階的に減少）

事業実施から1年目：80/100 ⇒ 2年目：70/100 ⇒ 3年目：60/100

- (3) 補助額 = 補助対象経費 × 補助率

【例】総事業費120万円うち補助対象経費100万円の1年目の事業

⇒補助額 = 100万円 × 80/100 = 80万円（40万円が地域負担）

(4) 補助対象経費

経費区分	内 容
報償費、謝礼	交付組織外講師・指導者への謝礼金等 ※1日20,000円を限度とする ※交付組織構成員に対する謝礼等はすべて対象外とする
景品、賞品代	一定の成果を出した人に配布するものに限る ※単価3,000円未満(税込)の物品とする
旅費	実費弁償を原則とする(講師等の活動場所までの交通費や宿泊費)
印刷製本費	パンフレット、ポスター等の印刷費、コピー代等
消耗品費	紙代、材料費、事務用品、作業用備品の交換部品
燃料費	作業用機材の燃料費
通信運搬費	開催案内などの送料、会場までの備品の宅配代等
飲料・食料代	事業開催時における熱中症対策のための飲料代、調理を伴う事業での食材購入の経費など目的が明確なものに限る
保険料	事業参加者の保険、イベント保険等
備品	事業実施に必要な備品 ※購入した備品は引き続き備品台帳等を作成し、適正に管理すること
工事費	備品等の設置に係る工事費用、事業実施に必要な施設等の改修工事費用等
委託料	専門知識・技術を要する業務を外部委託した場合の委託料
手数料	支払手数料、振込手数料等
原材料費	工事材料費、加工用原材料費等
使用料	会場使用料、駐車料等
賃借料	機材レンタル料、バス借上げ料、事業実施に必要な施設使用料等
その他	上記以外で事業の実施に必要な不可欠であると認められるもの

※事務所等の活動の拠点となる施設等の光熱水費は、補助対象外となります。

※この表に掲げる経費であっても、下記の経費は補助対象外となります。

- × 社会通念上補助することが適当と認められない経費
- × 領収書や支払証明書などが徴収できない経費
- × 認められない領収書の経費(受取人が交付組織構成団体や構成員のもの、内容や数量、使途が不明なもの等)

【補助対象外経費の例】

- × 交付組織内の〇〇班に支払った〇〇班活動運営費
- × 「日用品ほか20,000円」とだけ書かれており、内訳がわからない領収書

市民の皆さんからの大切な税金をもとに実施しています。
適正な経費の支出に留意してください。

7 地域のチカラ協働事業の進め方のポイント

(1) これまでの実施事業を振り返るなど、地域の現状・課題を知りましょう

これまでの、地区アイデア会議や地域の夢実現事業などにより、それぞれの**地域が抱える課題の解決**や、**魅力ある地域づくり**のために各種事業に取り組んでこられたと思います。それらの効果を検証したり、意見交換、アンケートなどで地域を広く巻き込んで住民の皆さん（特に子どもや若者）からの声を聞いたりして、**地域の現状を確認**しましょう。そして今後の課題を整理しましょう。

(2) 地域の将来像を共有し、その将来像に向かった実施事業を計画しましょう

自分の地域をどのような地域にしていきたいかを話し合い、住民の皆さんの共通目標としての将来像を検討し、その実現に向けた事業計画を立案してください。ここで重要なのは、**単年度の計画だけでなく、複数年の中長期的な計画を立案すること**です。また事業実施には**必ず自己資金が必要**となりますので、無理のない資金調達計画、無駄のない支出計画など、事業の自立化・継続化を目指す持続可能な地域づくりを見据えて検討してください。その際に希望する地域には、**中小企業診断士等の専門家の派遣**を協働のまちづくり課で調整いたします。

○事業計画のイメージ

	令和4年度 (1年目)	令和5年度 (2年目)	令和6年度 (3年目)	令和7年度 (4年目)	令和8年度 (5年目)
例①	➔				
総事業費 850万円	事業費 100万円	事業費 100万円	事業費 300万円	事業費 200万円	事業費 150万円
うち自己資金 315万円	うち自己資金 20万円	うち自己資金 30万円	うち自己資金 80万円	うち自己資金 95万円	うち自己資金 90万円
〇〇事業 400万円	100万円	100万円	100万円	50万円	50万円
うち自己資金 190万円	うち自己資金 20万円	うち自己資金 30万円	うち自己資金 40万円	うち自己資金 50万円	うち自己資金 50万円
	補助 80/100	70/100	60/100		
■■事業 450万円			200万円	150万円	100万円
うち自己資金 125万円			うち自己資金 40万円	うち自己資金 45万円	うち自己資金 40万円
			補助 80/100	70/100	60/100
例②	➔				
総事業費 560万円	課題整理、計画作成	事業費 200万円	事業費 190万円	事業費 130万円	事業費 40万円
うち自己資金 170万円		うち自己資金 40万円	うち自己資金 53万円	うち自己資金 49万円	うち自己資金 28万円
〇〇事業 470万円		200万円	150万円	100万円	20万円
うち自己資金 145万円		うち自己資金 40万円	うち自己資金 45万円	うち自己資金 40万円	うち自己資金 20万円
		補助 80/100	70/100	60/100	
■■事業 90万円			40万円	30万円	20万円
うち自己資金 25万円			うち自己資金 8万円	うち自己資金 9万円	うち自己資金 8万円
			補助 80/100	70/100	60/100

8 事業の流れ、スケジュール

随時	<ul style="list-style-type: none"> 地域での話し合い 計画作成 	ご希望の地域には中小企業診断士等の専門家の紹介をします。
12月中旬	<ul style="list-style-type: none"> 計画案提出 	提出後、協働のまちづくり課にて内容確認をします。
1月中旬	<ul style="list-style-type: none"> 認定審査 	計画のプレゼンテーションをしていただき、審査します。
1月下旬	<ul style="list-style-type: none"> 認定審査結果通知 計画修正 	認定審査結果に基づき、より良い事業計画となるよう地域の皆さんで検討してください。必要に応じて計画を修正し提出してください。
2月中旬	<ul style="list-style-type: none"> 計画提出 	
2月下旬	<ul style="list-style-type: none"> 承認審査 	最終的な事業計画の承認をします。
3月上旬	<ul style="list-style-type: none"> 承認審査結果通知 交付申請書作成 	
4月上旬	<ul style="list-style-type: none"> 交付申請書提出 	承認審査結果に基づき、交付申請書等を作成してください。
4月下旬	<ul style="list-style-type: none"> 交付決定、前金払請求 補助金交付 	補助金は前金払で交付します。
4月～翌3月	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施 	事業実施にあたっては適正に、かつ、地域の皆さんで楽しみながら取り組んでください。
翌2～翌3月	<ul style="list-style-type: none"> 事業報告会開催 	実績、効果を情報発信し、優良事例の水平展開を図ります。
翌3月末	<ul style="list-style-type: none"> 実績報告書提出 交付確定 補助金の返還（対象外・不要分） 	事業実績、効果を収支決算書類と合わせて報告してください。実績確認の結果、補助金の返還が生じる場合があります。

※本事業において、申請できるタイミングは年に一度のみですので、十分に話し合い、検討してください。

9 地域担当職員、事業担当職員の役割

地域担当職員・事業担当職員がそれぞれの役割分担を明確化し、目的を共有して事業を実施します。(必要に応じて、企業・NPO その他の関連機関との連携。)

地域担当職員	<p>地区コミュニティセンター職員、協働のまちづくり課職員、 地区内の管理職・主査級職員</p> <p>地域住民の合意形成や事業担当課との調整、計画作成のサポート役</p>
事業担当職員	<p>担当課が「協働事業」の意義を理解し、責任ある立場で参画</p>

○地域担当職員の業務

情報提供・連携

- ① 事業実施に係る情報提供、収集及び助言
- ② 地域団体と市との連絡調整
- ③ 地域団体と構成団体との連絡調整
- ④ 地域団体の活動と市施策との調整

組織運営支援

- ① 地域団体の会議への参加
- ② 地域団体の会議開催・活動の周知等
- ③ 地域団体の運営補助（活動、会計のアドバイス）

活動支援

- ① 事業関係書類の作成補助、指導
- ② 事業実施の支援（イベントへのスタッフ参加等）

この事業は、地域住民が主体的に地域計画を立案・実施する事業を、市職員が同じ公共の担い手の立場として、または住民による活動をサポートする立場として、【一緒に汗をかく協働の場、共に創り上げる共創の場】と位置付けています。

○事業担当職員の業務

実施事業と事業担当課業務との連携

- ① 担当課の専門的視点からの事業へのアドバイス
- ② 本事業以外での支援への転換の提案

10 関係規定等

- ・ 鹿沼市自治基本条例
- ・ 鹿沼市補助金等の交付に関する規則
- ・ 鹿沼市地域のチカラ協働事業実施要綱
- ・ 鹿沼市地域のチカラ協働事業補助金交付要領
- ・ 鹿沼市地域のチカラ協働事業審査会運営規程

1 1 Q&A

Q1 P2の表のA~Iの同じテーマの事業を繰り返し実施することはできますか？

A 同じテーマの事業は令和4~8年度までの期間中は1度のみ実施できます。

Q2 P2の表のA~Iの複数のテーマにまたがる事業を実施することはできますか？

A 複数テーマにまたがる事業も実施できます。

Q3 単位自治会や複数自治会合同（地域全体でない）の活動やイベントについては、補助対象となりますか？

A 補助対象外です。本事業は、地域全体の総意のもとで実施する事業に対して補助金を交付するものです。ただし、その自治会活動をきっかけに地域全体を巻き込み広げていくものとして地域で計画された事業であれば、申請することは可能です。審査においては、あくまでも限定的な自治会の事業ではなく、地域全体に関わり影響を及ぼす事業であることが明白となるよう、詳細かつ具体的にご説明ください。

Q4 国や県、市の他の部課からの補助金と、本補助金を併用できますか？

A できます。ただし、同じ支出内容について複数の補助金を充当することはできませんので、明確に補助事業の区分できる場合に限りです。他の補助金の活用も計画書等に明記してください。また、補助金等の中には、他の補助金との重複申請ができないものもありますので、事前に担当へ確認してください。

Q5 イベントを開催する場合、参加費は徴収する必要がありますか？

A 持続可能な事業のためには、適正な受益者負担は必要です。参加賞を配布するイベントや、個人に帰属する部分が多い事業（料理教室など）は、「公平性」の観点からも事業実施に必要な実費相当額等の徴収を検討してください。

Q6 スーパーやコンビニ等のレシートを領収書としてみなすことができますか？

A レジスターを用いて、購入した交付組織名、領収年月日、領収金額等を記したレシートであれば領収書としてみなします。

Q7 地域の夢実現事業で実施していた事業を継続して申請することはできますか？

A 地域の夢実現事業で実施していた事業をそのままの計画で、本事業において申請することはできません。令和3年度でいったん終了となります。継続を希望する事業につきましては、P2の本事業の補助対象事業の要件を満たし、P2のA~Iのテーマに則して地域の総意としてリニューアル（自己負担を伴う収支の見直しや、新たな担い手の育成などの運営組織体制の強化等の点を改めて検討）された計画を申請してください。これまでの事業が継続できないというわけではありません。

Q8 各年度の予算枠を超えた場合はどうなりますか？

A 予算枠は、単年度の市内全地域の合計の上限額です。申請団体が多く申請額が予算枠を超えた場合は、予算の枠内で調整することとなりますので、申請額が満額交付されないことがあります。承認審査の時点でその見込みがわかりますので、審査結果と合わせて調整案もお伝えさせていただく予定です。

Q9 事業を隔年で実施することはできますか？

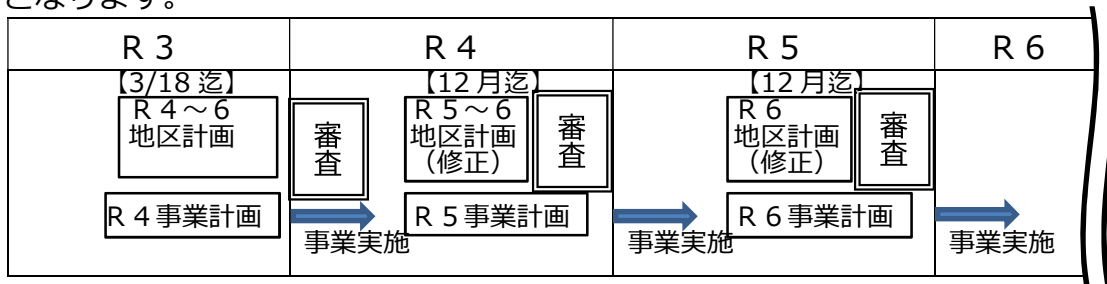
(例：R4,6,8 年度にイベント開催する計画を立てた場合、R4 年度が 80%、R6 年度が 70%、R8 年度が 60%で補助金を申請できますか？)

A 事業を効率的に持続可能なものとするために隔年で実施すること(下記のパターン)が有効であると、地域において計画されたものについては申請することができます。ただし、事業実施の間隔は1年までとします。なお、令和8年度以降については、令和10年度までを限度に延長期間とします。

事業期間					(延長期間)		備考
R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	
80		70		60			令和10年度までを限度に期間を延長し、計画を申請できます。
	80	70		60			
	80		70	60			
	80		70		60		
		80	70		60		
		80		70		60	
			80	70		60	
			80		70	60	
				80		70	
						70	
						70	事業3年目分(60/100補助)の計画の申請はできません。

Q10 3年間の事業を計画を申請し承認された場合に、2年目、3年目の補助金は確約されるということですか？

A 承認はあくまで単年度ごとにされるものですので、2年目以降の補助金額が確約されるものではありません。2年目以降についても改めて審査を受けていただくこととなります。



1 2 改訂履歴（改定箇所）

R3.8.4	第1版作成
R4.1.7	<p>第2版作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○『8 事業の流れ、スケジュール』の変更 <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度事業に向けて、スケジュールを後ろ倒しにしたものを記載。通常（令和5年度以降事業）のスケジュールは【 】に。 ○『11 Q&A』の内容追記 <ul style="list-style-type: none"> ・Q3、Q7を修正して追記 ・Q8、Q9、Q10を追加
R5.3.31	<p>第3版作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○課名の変更 <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援課から協働のまちづくり課に変更。 ○『4 地域の子カラ協働事業の内訳』の変更 <ul style="list-style-type: none"> ・個別具体の金額を削除。 ○『6 補助金（補助額、補助率等）（1）補助金の予算額』の変更 <ul style="list-style-type: none"> ・『4 地域の子カラ協働事業の内訳』の変更に準じ修正。 ○『8 事業の流れ、スケジュール』の変更 <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度事業のスケジュールを削除等。 ○『11 Q&A』の内容追記 <ul style="list-style-type: none"> ・『4 地域の子カラ協働事業の内訳』の変更に準じQ8を修正。

鹿沼市 市民部 協働のまちづくり課 市民協働係
電話：0289-63-2241 FAX：0289-60-1001
メール：kyoudou@city.kanuma.lg.jp